

# 県、取り消し「適法」

辺野古代執行訴訟

# 知事「未来拓く判断を」

高裁支部

来月8、29日弁論



米軍普天間飛行場の移設に伴う辺野古新基地建設をめぐる、国土交通相が提起した代執行訴訟第1回口頭弁論の法廷。2日、福岡高裁那覇支部(代表撮影)

米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古への新基地建設をめぐる、翁長雄志知事の埋め立て承認取り消しの撤回を求めて国土交通相が提起した代執行訴訟の第1回口頭弁論が2日午後、福岡高裁那覇支部(多見谷寿郎裁判長)で開かれた。県と政府が米軍基地問題をめぐり裁判になるのは、1995年の代理署名訴訟以来20年ぶりで、2度目となる。次回の弁論期日は2016年1月8日、3回目は同29日に指定された。

## 国、前知事判断「瑕疵なし」

意見陳述で翁長知事は過重な米軍基地を背負ってきた沖縄の歴史・現状を述べ、「この裁判で問われているのは、単に公有水面埋立法に基づく承認取り消しの是非だけではありません。沖縄、そして日本の未来を切り拓く判断をお願いします」と訴えた。国は、国防や外交は承認に関する裁量の範囲外などとして仲井真弘多前知事の埋め立て承認に瑕疵はないとした上で、取り消しにより普天間飛行場の危険性が除去されず、日米関係の信頼維持が図れないなど多大な不利益が生じるとして、仮に瑕疵がある場合でも取り消しはできないと主張した。県は仲井真前知事の埋め立て承認には瑕疵があるため、承認取り消しは適法だと主張。法律上の根拠がなまま民意を顧みない新基地建設強行は「違憲だ」と訴えた。地方自治法の要件を満たしていないとして代執行訴訟も提起できないと強調した。10月13日に翁長知事が埋め立て承認を取り消したことを受け、国は同日に代執行手続きすることを閣議決定した。翁長知事が国の是正の勧告・指示に従わなかったことから、11月17日に提訴した。